

静岡県地域医療構想の概要

背景・課題

- ・平成 37 年（2025 年）には「団塊の世代」が全て 75 歳以上となり、静岡県においても県民の約 5 人に 1 人が 75 歳以上となる見込み
- ・少子高齢化が進行する中、増加する医療及び介護需要への対応が必要

医療と介護の一体的な改革

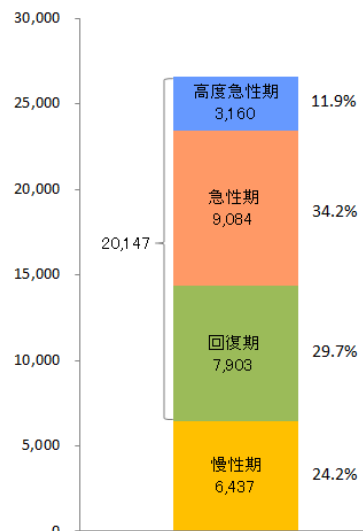
◎「効率的かつ質の高い医療提供体制」と「地域包括ケアシステム」の構築

- ・利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築
- ・急性期の医療から在宅医療・介護まで一連のサービスを地域において切れ目なく総合的に確保

平成 37 年（2025 年）の必要病床数と在宅医療等の必要量 ～将来の医療提供体制の姿～

◎平成 25 年度(2013 年度)の診療報酬請求状況等をもとに、推計人口を用いて将来の医療需要を推計

<平成 37 年（2025 年）の必要病床数>

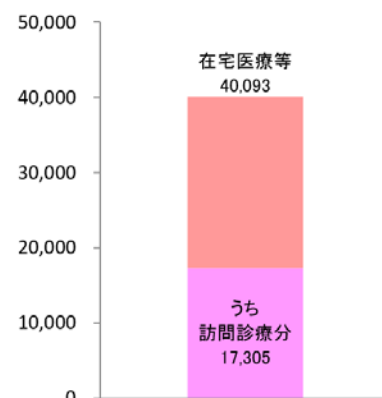


	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
賀茂	20	186	271	182	659
熱海伊東	84	365	384	235	1,068
駿東田方	609	1,588	1,572	1,160	4,929
富士	208	867	859	676	2,610
静岡	773	1,760	1,370	1,299	5,202
志太榛原	321	1,133	1,054	738	3,246
中東遠	256	1,081	821	698	2,856
西部	889	2,104	1,572	1,449	6,014
静岡県	3,160	9,084	7,903	6,437	26,584
	11.9%	34.2%	29.7%	24.2%	100%

平成 37 年(2025 年)
必要病床数 26,584 床

平成 37 年(2025 年)の必要病床数には、一般病床の 175 点未満、療養病床の医療区分 1 の 70%、地域差解消分にあたる患者数は含まれておらず、「在宅医療等」として計上されている。

<平成 37 年（2025 年）の在宅医療等の必要量>

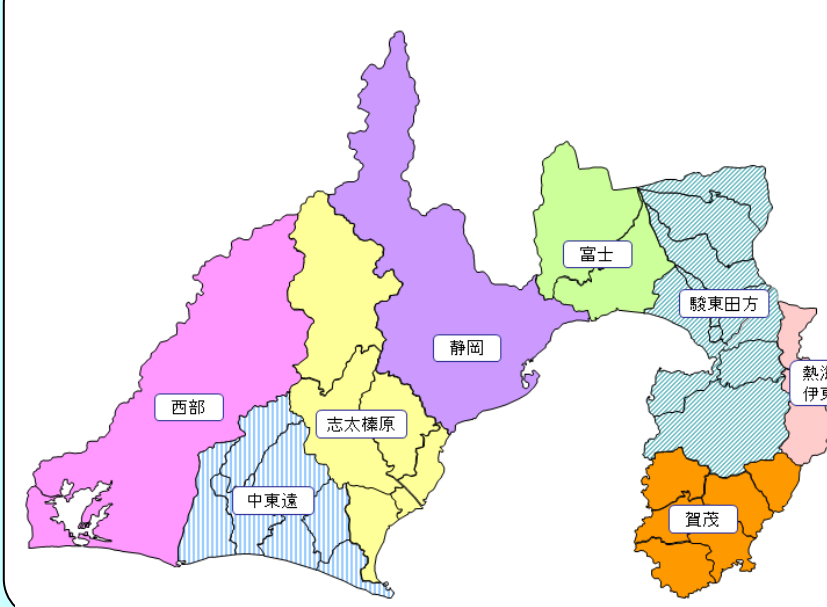


	在宅医療等 ※1	うち訪問診療分 ※2
賀茂	1,024	428
熱海伊東	1,643	735
駿東田方	7,186	3,271
富士	3,723	1,612
静岡	8,082	3,845
志太榛原	4,585	1,832
中東遠	4,198	1,420
西部	9,652	4,162
静岡県	40,093	17,305

「在宅医療等」には居宅のほか、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設等において訪問診療等の医療を受ける場合を含む。

※1:平成 37 年(2025 年)の在宅医療等の数値は①一般病床で医療資源投入量 175 点未満の患者数 ②療養病床入院患者数のうち医療区分 1 の 70% ③訪問診療を受けている患者数 ④老健施設の入所者数 とともに、慢性期入院受療率の地域差解消分を含んだ数値
※2:平成 25 年度(2013 年度)の在宅患者訪問診療料を算定している患者数から推計

構想区域 ～一体の区域として地域における病床の機能分化と連携を推進～



- ・医療提供体制の確保に当たって、急性期、回復期、慢性期の各機能は構想区域内で確保
- ・高度急性期機能は、構想区域を超えた広域で対応

構想区域	構成市町
賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海伊東	熱海市、伊東市
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士	富士宮市、富士市
静岡	静岡市
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
中東遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
西部	浜松市、湖西市

実現に向けた方向性 ～「協議の場」で地域に必要な具体的対応策を検討～

1 病床の機能分化・連携の推進	(1)地域におけるバランスのとれた医療提供体制の構築 (2)慢性期医療(療養病床)の在り方の検討 (3)病床機能の分化・連携に関する県民の理解促進
2 在宅医療等の充実	(1)在宅医療の基盤整備の促進 (2)介護サービスの充実 (3)在宅医療を支える関係機関の連携体制の構築 (4)認知症施策の推進 (5)その他在宅療養患者への支援 (6)在宅医療等に関する県民の理解促進
3 医療従事者の確保・養成	(1)医師、看護職員等の確保・育成 (2)医療従事者の勤務環境改善支援
4 介護従事者の確保・養成	(1)介護サービス従事者の確保・養成 (2)労働環境・処遇の改善
5 住まいの安定的な確保	(1)居住安定の確保 (2)特定施設等の整備推進等



○地域医療構想調整会議の活用（関係機関の自主的な取組と対応策の検討）

○病床機能報告制度の活用（地域全体の状況把握と情報提供）

○地域医療介護総合確保基金の活用（必要な施策の推進）

目指す姿 = 県民がいつでも、どこでも、安心して必要な保健医療サービスが受けられる医療体制の整備

静岡県地域医療構想



いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

※静岡県地域医療構想の全文は、医療政策課ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-410/chikiiryokousou/chikiiryokousou.html>

静岡県健康福祉部医療健康局医療政策課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-2284 FAX 054-221-3291

平成28年3月

静岡県